

○小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成26年10月1日

教委規則第7号

小山町総合文化会館条例施行規則（平成8年小山町教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例（平成26年小山町条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請等）

第2条 条例第7条の規定により利用の許可を受けようとする者は、小山町総合文化会館利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を小山町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（1） 大ホール、多目的ホール及び展示室 利用しようとする日（その日が引き続き2日以上であるときは、その初日。以下「利用日」という。）の属する月の12か月前から利用日の30日前まで

（2） 前号以外の施設 利用日の属する月の6か月前から利用日の5日前まで（大ホール又は多目的ホールの利用と併用するときは、前号に定める期間）

（利用の許可）

第3条 委員会は、条例第7条の規定により利用の許可をするときは、小山町総合文化会館利用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 利用の許可は、申請書の受付順による。ただし、町民の文化の向上及び公益のため委員会が特に認めたときは、この限りでない。

（利用期間）

第4条 条例第7条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が連続して小山町総合文化会館（以下「文化会館」という。）の同一施設を利用できる期間は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただ

し、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 大ホール及び多目的ホール 5日間（ただし、多目的ホールを展示室として利用する場合は10日間）

(2) 展示室 15日間

(3) 前2号以外の施設 3日間（大ホール又は多目的ホールの利用と併用する場合にあつては5日間）

(利用時間)

第5条 利用者は、やむを得ない理由により許可を受けた利用時間区分を超えて施設を利用する必要があるときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用料の納期限の特例)

第6条 委員会は、条例第10条の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は委員会が特に認めた者が文化会館を利用するときは、別に使用料の納期限を定めることができる。

2 条例第10条の附属設備器具等の使用料は、小山町総合文化会館附属設備器具等請求明細書（様式第3号）により精算するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、申請書にその理由を付して委員会に提出しなければならない。

2 使用料を減免する場合の減免の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 町、委員会又は当該施設の管理運営団体が利用する場合 100%

(2) 町内のこども園、小学校、中学校又は高等学校が利用する場合 100%

(3) 町が共催する場合 50%

(4) 町内の障がい者及び65歳以上の者が構成員の過半数を占める団体が利用する場合 50%

(5) 町内の中学生以下の児童又は生徒が構成員の過半数を占める団体が利用する場合 50%

(6) 委員会が特別の理由があると認める団体が利用する場合 50%又は100%

(利用の取消し等)

第8条 利用者が利用の取消し、変更又は還付の申請をしようとするときは、あらかじめ小山町総合文化会館利用取消し・変更・還付申請書（様式第4号）に利用許可書を添え

て、委員会に提出しなければならない。

2 条例第12条第2号の規則で定める期限は、次に掲げる期限とする。

(1) 大ホール及び多目的ホール 利用日の30日前まで

(2) 前号以外の施設 利用日の5日前まで

3 委員会は、第1項に規定する申請を許可するときは、小山町総合文化会館利用取消し・変更・還付許可書（様式第5号）を交付するものとする。

4 委員会は、条例第9条による許可の取消し等を行うときは、あらかじめ文書で行うものとする。

（読替規定）

第9条 条例第13条第1項により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から前条まで（第7条第2項を除く。）の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条、第7条第1項及び様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条第1項中「条例第10条の規定」とあるのは「条例第15条の規定」と、同条第2項中「条例第10条の附属設備器具等」とあるのは「附属設備器具等」と、様式中「小山町教育委員会教育長」とあるのは「指定管理者」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（特別の設備の利用者負担等）

第10条 利用者が、条例第17条ただし書の承認を受け、文化会館等に設備を設置し、若しくは変更し、又は原状回復に要した費用及びこれに伴う電力、ガス、水道料金等は、利用者の負担とする。

2 入場者、自動車、自転車の整理、下足又は携帯品預り、利用後の清掃、整頓等に要する費用は、利用者の負担とする。

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、委員会又は指定管理者（以下「施設管理者」という。）と施設の利用方法その他必要な事項について事前に打合せを行い、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者及び入場者に対する安全確保の措置を講ずること。

(2) 利用する施設の入場人員は、収容定員を超えないこと。

(3) 施設内外の秩序を保持するために必要な責任者及び整理員を配置すること。

(4) 新聞、ポスター、チラシ等による広告を出すときは、主催者名及び連絡先を明

記すること。

(5) 利用が終わったときは、遅滞なく備品等を所定の位置に戻し、施設管理者の点検を受けること。

(6) 利用の際、許可書を提示すること。

2 利用者及び入場者は施設管理者の指示に従い、次の事項を守らなければならない。

(1) 施設管理者の許可なく飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。

(2) 施設管理者の許可なく寄附金品の募集又はこれに類する行為をしないこと。

(3) 施設管理者の許可なくはり紙又は広告を表示しないこと。

(4) 施設管理者の許可なく火気、危険物、動物の類を持ち込まないこと。

(5) 指定された場所以外へ車両を乗り入れないこと。

(6) 所定の場所以外で飲食喫煙をしないこと。

(7) 施設、附属設備、器具その他の工作物を毀損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

(8) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(9) その他施設管理者が管理上支障があると認めた行為をしないこと。

(立入り)

第12条 施設管理者は、文化会館の管理運営上必要があると認めるときは、利用中の施設に立ち入ることができる。この場合において、利用者はこれを拒むことができない。

(破損、滅失の届)

第13条 利用者は、施設及び備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の小山町総合文化会館条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の小山町総合文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続

その他の行為とみなす。

(小山町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

- 3 小山町教育委員会事務局組織規則（平成17年小山町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年9月30日教委規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月12日教委規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

小山町総合文化会館利用許可申請書																		
小山町教育委員会教育長 様 年 月 日										利	住 所							
										用	団 体 名							
											代表者職氏名			☎				
											者	申請者職氏名			☎			
利用目的																		
利用 室 名	番号に○を付けて下さい	01 大ホール				06 主催者事務室				11 会議室				16 小和室				
		02 多目的ホール				07 展示室				12 調理実習室				17 談話室				
		03 楽屋 A				08 児童集会室				13 美術工芸室				18 小会議室				
		04 楽屋 B				09 児童遊戯室(大)				14 和 室				19 視聴覚室				
		05 リハーサル室				10 児童遊戯室(小)				15 集会室								
利用 日 時	年	月	日	曜日	時	分		時	分	準備	本番	室番号	一般 特 定	予定人員	利用備品			
							～											
							～											
							～											
							～											
							～											
本番 予定	開場 開演	時 時	分 分	終演 閉場	時 時	分 分	入場料	無・有 (円～ 円/人)				飲食	有・無 室番号					
								会場責任者名										
教育 委員 会 記 入 欄	減免加算 申 請		減免・加算()%				備考											
	使用料内訳									使 用 料		円		収納日				
	利用条件									決 裁								
	許可	年 月 日 第 号																

様式第 2 号(第 3 条関係)

小山町総合文化会館利用許可書																			
年 月 日										利 用 者	住 所								
											団 体 名								
											代表者職氏名		様						
											申請者職氏名		様						
利 用 目 的																			
利 用 室 名	番 号 に ○ を 付 け て く だ さ い	01	大ホール			06	主催者事務室			11	会議室			16	小和室				
		02	多目的ホール			07	展示室			12	調理実習室			17	談話室				
		03	楽屋 A			08	児童集会室			13	美術工芸室			18	小会議室				
		04	楽屋 B			09	児童遊戯室(大)			14	和 室			19	視聴覚室				
		05	リハーサル室			10	児童遊戯室(小)			15	集会室								
利 用 日 時	年	月	日	曜日	時	分		時	分	準備	本番	室 番 号	一般 特定	予定人員	利用備品				
							～												
							～												
							～												
							～												
							～												
本 番 予 定	開場	時	分	終演	時	分	入場料		無・有 (円～ 円／人)				飲食	有・無 室番号					
	開演	時	分	閉場	時	分	会場責任者名												
教 育 委 員 会 記 入 欄	減免加算 申 請	減免・加算()%					備 考												
	使用料内訳									使 用 料		円		収納日					
	利用条件									上記内容により利用を許可します。									
	許可	年 月 日 第 号									小山町教育委員会教育長 印								

様式第3号(第6条関係)

小山町総合文化会館附属設備器具等請求明細書

利用日	年 月 日	利用目的	
許可番号		申請者	

附属設備器具等 使用料

円

◎ 附属設備器具等明細

	設備器具等	単位	1回 使用料	数量	回数	金額		設備器具等	単位	1回 使用料	数量	回数	金額
舞 台 及 び 一 般 備 品	ピアノ A	1台	5,000				舞 台 及 び 一 般 備 品	可動ステージ	1台	300			
	ピアノ B	1台	1,000					移動スクリーン	1式	500			
	平 台	1台	150					16ミリ映写機	1台	2,000			
	高・中・箱足・木台	1台	50					0 H P	1台	500			
	所作台	1式	5,000					プロジェク ター	1台	1,000			
	松羽目	1式	1,500					コントラバス 椅子	1脚	200			
	金屏風	1双	1,000					イベントパネル	1枚	50			
	緋毛氈	1枚	200										
	地がすり	1式	500					照明調光装置	1式	2,000			
	長座布団	1枚	100					サスペンショ ンライト	1台	200			
	めくり台	1台	100					ボーダーライト	1列	500			
	演 台	1式	500					アッパーホリゾ ントライト	1列	500			
	司会者台	1台	300					フットライト	1列	500			
	指揮者台	1台	300					シーリングラ イト	1台	200			
	譜面台	1台	50				照 明 用 備 品	フロントサイ ドライト	1台	200			
	音響反射板	1式	3,000					クセノンピン スポットライ	1台	2,000			
	プロセニアム リスライト	1台	200					ワイヤレスマ イク	1台	1,000			

照明 用品 備品	スポットライト 1kW	1 台	200			
	スポットライト 500W	1 台	100			
	ローアークホリゾン トライト	1 列	500			
	移動スポット ライト	1 台	200			
	エフェクトマ シン	1 台	500			
	ミラーボール	1 台	500			
音響 用品 備品	拡声装置	1 式	2,000			
	カセットテー プレコーダー	1 台	500			
	CD プレイヤー	1 台	500			
	レコードプレ イ ヤ ー	1 台	500			
	コンデンサー マイク	1 台	600			
	ダイナミック マイク	1 台	500			

音響 用品 備品	エレベーター マイク装置	1 式	500			
	三点吊マイク 装置	1 式	1,000			
	ポータブルミ キサー	1 台	1,000			
	移 動 ス ピ ー カー	1 台	500			
	MD プレイヤー	1 台	500			
そ の 他 備 品	持込器具電源	1 K	100			
	シャワー設備		1,000			
	テレビ中継料	1 式	10,000			
	ラジオ中継料	1 式	5,000			
	陶芸用焼窯	1 台	3,000			
合 計			円			
請求金額(減免 %)			円			

様式第4号(第8条関係)

取消し 変更申請書 還付									
小山町総合文化会館利用									
小山町教育委員会教育長 様									
年 月 日									
利用 者 住所 団体名 代表者職氏名 申請者職氏名 									
許可年月日 許可番号 年 月 日 第 号									
許 可 内 容 変 更 内 容									
1 年 施設 料 日 名 金 取消し 変更 還付 									
2 年 施設 料 日 名 金 取消し 変更 還付 									
3 年 施設 料 日 名 金 取消し 変更 還付 									
4 年 施設 料 日 名 金 取消し 変更 還付 									
5 年 施設 料 日 名 金 取消し 変更 還付 									
取消し・変更 還付理由 									
教育委員会記入欄 使 用 料 備考許可 既納額 申請後の額 還付額 追加額 決 裁 									

様式第 5 号(第 8 条関係)

取消し 小山町総合文化会館利用変更許可書 還付									
年 月 日				利 用 者	住 所				
					団 体 名				
					代表者職氏名				
					申請者職氏名				
許可年月日 許可番号			年 月 日 第 号						
			許可内容			変更内容			
1	年 施 料	月 設 金	日 名 金				取消し 変更 還付		
2	年 施 料	月 設 金	日 名 金				取消し 変更 還付		
3	年 施 料	月 設 金	日 名 金				取消し 変更 還付		
4	年 施 料	月 設 金	日 名 金				取消し 変更 還付		
5	年 施 料	月 設 金	日 名 金				取消し 変更 還付		
取消し・変更 還付理由									
教育委員会記入欄	使 用 料			備考					
				許可	年 月 日 第 号				
	既 納 額				年 月 日 上記内容により許可します。 小山町教育委員会教育長 印				
	申請後の額								
	還 付 額								
追 加 額			収納日						

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)